

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開
(令和6年度下半期分)

様式4

法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分
公益財団法人読売 日本交響楽団	8010005018748	文化芸術振興費 補助金助成金	100,000,000	-	2024年10月11日	-	公財	国認定
公益財団法人東京 シティ・バレエ団	5010605002096	文化芸術振興費 補助金助成金	11,580,000	-	2024年10月11日	-	公財	国認定
公益財団法人東京 シティ・バレエ団	5010605002096	文化芸術振興費 補助金助成金	12,876,000	-	2024年10月11日	-	公財	国認定
公益財団法人江戸 系あやつり人形結城 座	2012405002254	文化芸術振興費 補助金助成金	6,278,000	-	2024年10月11日	-	公財	国認定
公益財団法人江戸 系あやつり人形結城 座	2012405002254	文化芸術振興費 補助金助成金	3,257,000	-	2024年10月11日	-	公財	国認定
公益財団法人武田 太加志記念能楽振 興財団	9011205002136	文化芸術振興費 補助金助成金	827,000	-	2024年10月11日	-	公財	国認定
公益財団法人日本 フィルハーモニー交 響楽団	8011305000040	文化芸術振興費 補助金助成金	23,017,000	-	2024年10月15日	-	公財	国認定
公益財団法人ニッセ イ文化振興財団	3010005014504	文化芸術振興費 補助金助成金	10,315,000	-	2024年10月15日	-	公財	国認定
公益財団法人東京 シティ・バレエ団	5010605002096	文化芸術振興費 補助金助成金	7,513,000	-	2024年10月16日	-	公財	国認定
公益財団法人日本 舞台芸術振興会	7013205001722	文化芸術振興費 補助金助成金	45,589,000	-	2024年10月16日	-	公財	国認定
公益財団法人日本 オペラ振興会	9011005003763	文化芸術振興費 補助金助成金	64,827,000	-	2024年10月17日	-	公財	国認定
公益財団法人札幌 市芸術文化財団	2430005001304	文化芸術振興費 補助金助成金	11,105,000	-	2024年10月23日	-	公財	国認定
公益財団法人札幌 市芸術文化財団	2430005001304	文化芸術振興費 補助金助成金	12,584,000	-	2024年10月23日	-	公財	国認定

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
公益財団法人サントリー芸術財団	6010405008235	文化芸術振興費補助金助成金	29,102,000	-	2024年10月23日	-	公財	国認定
公益財団法人山本能楽堂	8120005014439	文化芸術振興費補助金助成金	2,955,000	-	2024年10月29日	-	公財	国認定
公益財団法人現代人形劇センター	7020005009680	芸術文化振興基金助成金	2,000,000	-	2024年11月5日	-	公財	国認定
公益財団法人札幌市芸術文化財団	2430005001304	文化芸術振興費補助金助成金	50,542,000	-	2024年11月8日	-	公財	国認定
公益財団法人山本能楽堂	8120005014439	文化芸術振興費補助金助成金	8,028,000	-	2024年11月13日	-	公財	国認定
公益社団法人映像文化製作者連盟	6010005015755	芸術文化振興基金助成金	1,200,000	-	2024年11月19日	-	公社	国認定
公益財団法人文楽協会	2120005015211	文化芸術振興費補助金助成金	19,546,000	-	2024年11月19日	-	公財	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。